

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 連結納税を採用しているグループ法人が 新グループ通算制度へ移行する場合の手続き等

#### 《内容》

令和2年度税制改正において新たにグループ通算制度が創設されましたが、関与先のグループ法人でA社が親会社となるグループでは、現在連結納税による申告納税を行っています。

このように、すでに連結納税を適用している法人グループがグループ通算制度に移行する場合の手続き等はどのようにになりますか。

### 『答』

A社法人グループが連結納税からグループ通算制度へ移行する場合には、特に手続き等は要しないこととなりますが、連結納税から単体納税法人になる場合には、連結親法人（A社）が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務署長に取りやめの届出書を提出することが必要となります。

#### (解説)

1 今までの連結納税制度は、企業グループ内の個々の法人の損益を通算するなど、グループ全体を一つの納税主体と捉えて課税する制度です。このような連結納税制度について、税額計算が煩雑で税務調査後の修正・更正等に時間がかかり過ぎるなどといった指摘がなされていたことから、簡素化等の観点から見直しが行われ、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行うグループ通算制度に移行することとされました。

この「グループ通算制度」は、企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行いつつ、損益通算等の調整を行う簡素な仕組みとすることにより事務負担の軽減を図るというものです。

なお、グループ通算制度は令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます（令和2年改正法附則1五、14）。

## 2 具体的には、

- ① 個別申告方式が採用され、企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する現行制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行うこととなります。
- ② グループ内の損益通算は、欠損法人の欠損金額をグループ内の他の法人の所得金額と損益通算します。また、研究開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、現行制度と同様、通算グループ全体で税額控除額を計算することとなります。
- ③ 組織再編税制との関係においては、開始・加入時の時価評価課税・繰越欠損金のグループへの持込み等について、組織再編税制と整合性が図られ、通算グループの開始・加入時の時価評価課税や繰越欠損金の持込み制限の対象が縮小されました。
- ④ 親法人の適用開始前の繰越欠損金の取扱いについては、親法人も子法人と同様、グループ通算制度の適用開始前の繰越欠損金を自己の所得の範囲内でのみ控除することとなります。
- ⑤ 中小法人判定については、通算グループ内に大法人がある場合には中小法人特例が適用されません。

## 3 なお、すでに連結納税を適用している法人グループについては、次の経過措置が設けられています。

- ① 連結納税制度の承認は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度において、グループ通算制度の承認とみなされます（令和2年改正法附則29①）。・・・（自動的にグループ通算制度に移行します。）
- ② 連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務署長に取りやめの届出書を提出することにより、グループ通算制度を適用しない単体納税法人となれます（令和2年改正法附則29②）。・・・（取りやめの届出により単体納税法人になれます。）

## 4 したがって、A社法人グループが連結納税からグループ通算制度へ移行する場合には、特に手続き等は要しないこととなりますが、連結納税から単体納税法人になる場合には、連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務署長に取りやめの届出書を提出することが必要となります。

## 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

### ■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。